# 内部通報・相談窓口のご案内



# 公立大学法人 名古屋市立大学 監査室

〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 TEL:052-853-8791(内線:桜山8791)

e-mail: kansa@sec.nagoya-cu.ac.jp

Web: https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/compliance/whistleblower

# 内部通報・相談の方法

#### ·内部通報·相談窓口

取り扱い内容:教職員等の違法若しくは著しく不当な行為又は不正な事柄

相談を受ける人:監査室長、コンプライアンスアドバイザー

内部通報または相談をする方法は4つあります。どの方法で通報・相談していただいても構いません。

電子メール、もしくは文書での通報・相談の場合は、「名古屋市立大学内部通報相談窓口受付票」を「内部通報相談窓口」のページ

(https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/compliance/whistleblower/)からダウンロードし、必要な事項を記入してお送りください。他の様式を使用する場合は、同様に必要事項を記入したものをお送りください。

#### 1 電子メール

kansa@sec. nagoya-cu. ac. jp へ相談内容を送信してください。

#### 2 電話

監査室長またはコンプライアンスアドバイザーが受け付けます。

- ・監査室長 TEL:052-853-8666 (内線:桜山 8666)
- ・コンプライアンスアドバイザー

弁護士 宮崎 真 TEL:052-524-1081

※受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00(土、日、休日を除く)

#### 3 文書

以下の宛先へ相談内容をお送りください。

〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1 名古屋市立大学 監査室

### 4 面談

監査室 (TEL: 052-853-8791 (内線: 桜山 8791)) へご連絡ください。 日程調整を行いますのでお名前・ご所属・連絡先をお伺いします。 名古屋市立大学には、内部通報・相談窓口以外にも、相談の内容に応じて以下の相談窓口が設置されています。

#### ・ハラスメント相談窓口

取り扱い内容		内容	本学におけるセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ ハラスメント、モラル・ハラスメント、マタニティハラスメント
相	談	先	相談員(任命・委嘱された学内教職員及び外部相談員)
U	R	L	https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/compliance/harassment/consultation/

### ・研究上の不正に関する申し立て窓口

取り扱い内容		内容	本学における研究活動において不正が生じた場合の申立て又は情報提供
相	談	先	監査室、研究・産学官イノベーション担当理事
U	R	L	https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/compliance/fraudulent/petition/

#### 教職員のメンタルヘルスケアのためのカウンセリング

取り扱い内容			仕事のストレスや職場の人間関係等、職業生活上の心の悩みや精神的 な不安
相	談	先	学外カウンセラー(臨床心理士)、保健師
U	R	L	https://intra.nagoya-cu.ac.jp/intra/compliance/mental-healthcare/

## 学生のメンタルヘルスケアのためのカウンセリング

取り扱い内容			就学上の問題や様々な不安、特に心の悩みや精神面での問題解決
相	談	先	保健管理センター(学内カウンセラー、医学・人間文化・看護学研究科教員、臨床心理士、看護師等)
U	R	L	https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/healthcare/outline/



監査室では、「公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談窓口に関する規程」に基づき、「内部通報・相談窓口」を設置し、通報・相談の適正な取扱いに努めています。

# 内部通報・相談に関する Q&A

#### Q1:誰でも通報・相談できますか?

A1:教職員からの通報・相談を想定していますが、教職員だけでなく、誰で も通報できます。

#### Q2:匿名でも通報・相談できますか?

A 2: 通報・相談できます。ただし、匿名の通報の場合は十分な調査ができないことがあります。また、調査結果の報告ができませんのでご了承ください。

# Q3:教職員が通報した場合に、通報したことが職場に漏れる心配はありませんか?

A3:通報の内容は、監査室及びコンプライアンスアドバイザーなど、ごく限られた者しか知り得ない上、秘密の保持が規程により定められています。また、通報があったことを明らかにしないで、調査を行うなど、通報者の秘密の保持に最大限の配慮をします。

### Q4:通報を受けた場合は、必ず調査を行いますか?

A4:通報者が事実関係に対する調査を希望しない場合、調査をしないこともあります。しかし、内容によっては、通報者の希望に係わらず関係部署に対して調査を行うことがあります。

また、調査はコンプライアンスアドバイザー又は監査室が行います。

## Q5:調査結果は、どのように扱われるのですか?

A5:調査結果及び必要と認める是正措置に係る意見を理事長、内部統制担 当役員及び監事に報告します。報告をうけた理事長は、必要と認める是 正措置を行うか、さらに調査が必要と認めたときは内部監査を実施しま す。

また、通報者が希望した場合(匿名の場合を除く)、調査結果を通知します。